

福岡県医発第507号(地)

平成20年5月26日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

診療科名・医療機関名に関するQ&Aについて

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

さて、広告可能な診療科名の改正につきましては、数次にわたりご連絡を申し上げておりますが、新制度のスタートに伴い、地域において混乱が生じている旨が報告されているため、今般、日本医師会において診療科名や医療機関名についての疑問・誤解が生じている事項についてQ&Aが作成されました。

その中で、本会にもお問い合わせがありました、「NTTのタウンページの契約更新について(Q4)」、「医療機関名の変更について(Q7)」も示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本内容は厚生労働省も承知しております。

また、本内容は近日中に日医ホームページに掲載される予定であることを申し添えます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉



(地 I 33)

平成 20 年 5 月 22 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

内 田 健



診療科名・医療機関名に関する Q & A について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標榜診療科名の改正につきましては、数次にわたりご連絡しておりますが、新制度のスタートに伴い、地域において多少の混乱が生じている旨聞き及んでおります。

今般、本会では、診療科名や医療機関名について、疑問・誤解が生じている事項について Q & A を作成いたしました。今後も、必要に応じて適宜追加等を行っていく予定です。

なお、本内容は、厚生労働省も承知しているものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会並びに会員への周知方につき、ご高配賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、本内容は、近日中に本会ホームページにも掲載する予定です。



診療科名・医療機関名に関するQ & A

日 本 医 師 会
平成20年5月21日

以下のQ & Aについては、厚生労働省も承知しているものです。

Q1

診療科名は2つしか標榜できなくなるのか。

いいえ。従来通り、自由標榜制は堅持されています。広告する診療科名の数に制限はありません。

厚労省通知では、広告の表示について、医師一人につき「主たる診療科名」を原則2つ以内とし、「主たる診療科名」を大きく表示するなど、他の診療科名と区別して表記することが「望ましい」とされているものです。なお、罰則はありません。

Q2

新たに広告することができなくなった診療科名を、現在届け出ている場合、直ちに新しい診療科名への変更届を出さなければならないのか。

いいえ。経過措置がありますので、看板を換える場合や新たに広告するまで、変更届を提出する必要はありません。

Q3

医療機関がホームページの更新を行った場合、「看板の書き換えや新たに広告する場合」に該当するのか。

いいえ。インターネット上のホームページは、患者等が病院等の情報を得ようと自らアクセスするものであり、現在のところ、情報提供や広報として扱われ、原則広告とは見なされないとされています。したがって、ホームページの更新を行ったからといって、新たな診療科名に変更するための行政手続をしなければならないということはありません。

Q4

以前からタウンページに広告を載せており、「更新契約」をしているが、その場合も①新しい診療科名にしなければならないのか。それに伴って、②看板や他の広告、診察券なども変更しなければならないのか。

① はい。平成20年4月以降に新たに契約する場合は（「更新契約」という形であっても）、新しい診療科名で行う必要があります。なお、平成20年4月より前に既に契約したものについては、実際の広告掲載時期が4月以降であっても、従来の診療科名で構いません。

- ② いいえ。看板や他の広告は、それぞれ新たに換えるまでそのまま構いません。同じ医療機関の広告であっても、過渡的に旧診療科名と新診療科名が混在することはあります。診察券は広告には該当しませんので修正する必要はありませんが、今あるものが無くなった場合には、新しい診療科名に統一していただいた方がよいと思われます。

Q5

診療時間の変更など、看板の一部分を修正する場合も、新たな診療科名に変更しなければならないのか。

いいえ。看板の部分修正であれば、新たな診療科名に変更しなくても構いません。医療機関の判断により、機会を捉えて、新しい診療科名に変更することが望ましいと思われます。

Q6

新たにパンフレットや病院誌などを発行する場合も、新たな診療科名に変更しなければならないのか。

- ・ 来院患者を対象として院内に置くものであれば広告には当たりませんので、これらを新規に発行したからといって、新たな診療科名に変更しなければならないということはありません。
- ・ 来院患者だけでなく、ダイレクトメール等で不特定多数に配るものであれば広告に該当するため、新たな診療科名に変更するための行政手続が必要です。

Q7

医療機関名に、新たに広告することができなくなった診療科名を含む場合（例えば「〇〇胃腸科医院」）、今後新たに広告する場合は、医療機関名まで変更しなければならないのか。

- ・ いいえ。医療機関名を変更する必要はありません。診療科名のみ新制度に対応すれば問題ありません。
- ・ 新たに開業する場合や、既存の医療機関でも名称変更する場合は、旧診療科名を医療機関名に含めることはできないものと思われます。なお、治療方法、部位、診療対象者など法令及びガイドライン等で広告可能とされたものについては、医療機関名としても使用可能です。

Q8

診療科名を変更する場合、医療法上届出が必要とのことだが、具体的にどのようにすればよいのか。

医療法上、都道府県知事[※] 宛に医療法第七条及び第八条に基づく開設許可等の事項の変更の届出が必要です。この他にも、医療機能情報提供制度にかかる変更の報告等が必要です。

※診療所の場合、保健所設置市の場合は市長、特別区の場合は区長

Q9

新たに広告を出す場合、新たな診療科名にしなければならないが、変更届は広告契約時にすぐに出さなければならないのか。

いいえ。医療法施行令第四条では、10日以内に都道府県知事※に届け出なければならないとされていますが、広告に伴う診療科名の変更であれば、遅くとも広告掲載日から10日以内までの間に届け出ればよいものと考えます。

※診療所の場合、保健所設置市の場合は市長、特別区の場合は区長